

経 済 産 業 省

20211117電委第1号
令和3年11月24日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定の建議について

令和3年11月15日に制定された「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」及び「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、バランスンググループ内のインバランス料金の連帯債務リスクに関して改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」及び「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」 改定事項

- 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」に、小売電気事業者が親BG（代表契約者となった小売電気事業者をいう。以下同じ。また、親BG以外の小売電気事業者を以下「子BG」という。）として代表契約者となるにあたって、バラシンググループ（以下、「BG」という。）内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、当該リスクについて、BGに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理を他の小売電気事業者に委託し、インバランス料金負担を当該委託先の負担とするといった選択肢も一般論としてあることとあわせて説明することが望ましい旨、追記する（なお、親BGが、電源調達、需給管理を自社において受託するか否か、インバランス料金負担を自社の負担とする契約を締結するか否かは、当該親BGの判断によるものとする旨、注記する）。
- 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」に、小売電気事業者は、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクに鑑み、BGに所属する以外の選択肢があることを前提として、当該リスクや事務コストを踏まえ、BG所属について判断することが望ましい旨、追記する。
- 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」に、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえた子BGによるリスク管理に関する参考事例を追記する。